

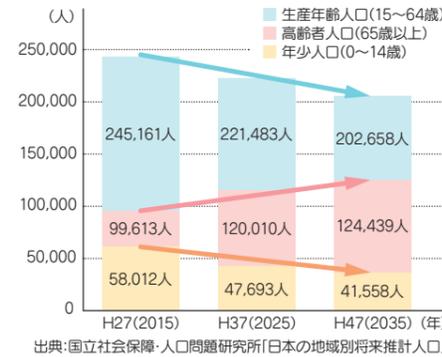
1 新しい介護保険制度が始まります

〔問〕長寿支援課 ☎21-1773、FAX31-6337

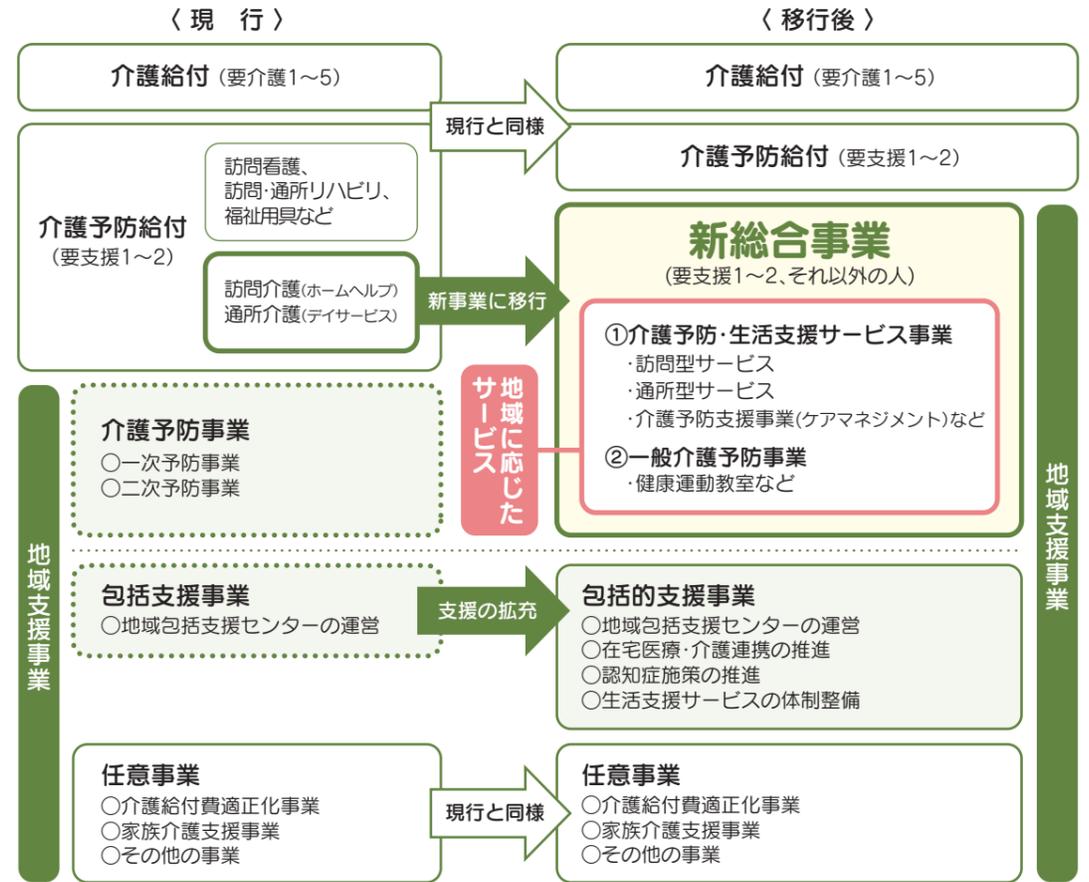
これまで全国一律だった介護予防給付の基準が、平成26年6月の介護保険法改正に伴い見直されました。中でも介護予防給付のうち「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、市町村が地域の実情に応じた事業を実施できるようになりました。

この背景には、生産年齢人口の減少に伴う介護専門職の人材不足や、単身高齢者・高齢者のみの世帯の増加による生活支援ニーズ（掃除や買い物など）の増加などがあります。市では、新しく介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新総合事業」という）を平成29年4月から開始し、地域での支え合いの推進や、多様な人材確保に取り組みます。

宮崎市の人口推移（年齢構造別）



介護保険制度はこう変わる！



- ### 新総合事業のポイント
- 「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が市独自の訪問型サービスと通所型サービスに変わります。
 - 訪問型サービスと通所型サービスは、これまでのサービスのほか、地域住民による家事援助など、簡単なサービスの提供ができるようになります。
 - 心身の状態に関係なく、地域で行う介護予防の事業に誰でも参加できるようになります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにも、新総合事業を利用して積極的に介護予防に取り組みましょう。

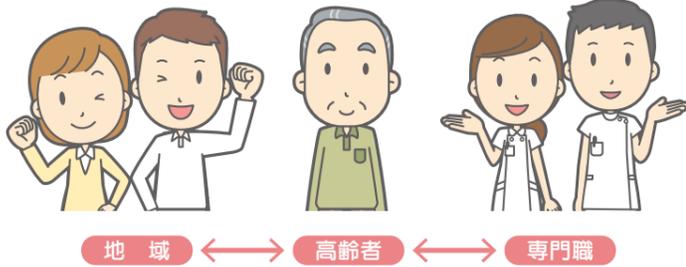
長寿支援課 主任主事 長谷川 裕一

制度改正にかかる素朴な疑問にお答えします！

- Q1** いつから新総合事業を利用できますか？
- A** 市では平成29年4月1日から利用することができます。現在、要支援認定を受けている人が利用しているホームヘルプとデイサービスは、更新後から新総合事業の訪問型・通所型サービスとして、同様のサービスを利用することができます。
- Q2** これまでのホームヘルプやデイサービスは、引き続き利用できますか？
- A** これまで利用していた事業所が新総合事業の訪問型・通所型サービスを提供している場合には利用を継続することができます。どの事業所のサービスを利用するかは、本人の意向や心身の状態などを確認した上で、地域包括支援センターなどと相談しながら自立に向けたサービスを選択できます。
- Q3** 要介護認定を受けていても新総合事業の訪問型・通所型サービスを利用できますか？
- A** 新総合事業の訪問型・通所型サービスは、要支援1~2または新総合事業対象者が利用できるサービスです。要介護認定を受けている人はこれまでと同様、介護給付のサービスをご利用できます。
- Q4** サービス費の利用者負担はどのようになりますか？
- A** 新総合事業の訪問型・通所型サービス費の利用者負担割合はこれまでの介護予防給付と変更ありません。65歳以上で一定以上所得がある人の利用者負担は2割となり、それ以外の人の利用者負担は1割です。

目指す姿

地域のつながりを重視し、地域、高齢者、専門職のそれぞれが連携することで高齢者の介護予防につながる社会づくりを目指します。



地域で支え合うまちをしくましょ。



2 市・県民税の申告はお早めに！

〔問〕市民税課 ☎21-1748、FAX38-9557

私たちの暮らしを支える重要な財源である市・県民税。税の申告は、市・県民税や国民健康保険税、介護保険料などの算定の基礎となるだけでなく、税証明の交付や保育料などの判定にも必要です。

昨年の申告状況を基に、申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を郵送します。申告期間終了日が近くなると申告会場が混雑しますので、早めの申告をお願いします。なお、郵送での申告も受け付けています。

平成29年度 市・県民税申告

- 申告期間／2月2日(木)~3月15日(水)
- 受付時間／9時~12時、13時~16時(土・日曜、祝日は除く)

※1月18日(水)~3月15日(水)の市・県民税の申告は、市民税課や総合支所の通常窓口ではなく、次のページに記載している会場での受け付けとなります。

お持ちいただくもの

- ①市・県民税申告書 (会場にも置いてあります)
- ②印鑑
- ③給与や年金収入がある人は源泉徴収票 (交付が受けられない場合は、給与支払証明書など収入額を証明する書類)
- ④営業・農業・不動産所得がある人は、収支内訳書とその収益や経費を証明する帳簿、出荷証明や領収書など
- ⑤各種控除 (社会保険料、生命保険料、地震保険料ほか) の支払証明書など